2025年日本国際博覧会 会場外駐車場整備事業
環境影響評価書の概要

１．環境影響評価とは

環境影響評価とは、大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮を行い、事業計画に環境の保全のための措置を適切に反映させるための制度です。

本事業は、尼崎市の環境影響評価条例の適用はありませんが、自主的に「環境影響評価実施要綱」を定め、環境に配慮した検討を行いました。

環境影響評価手続きの流れは、図１に示すとおりであり、環境影響評価準備書への市長意見を勘案して、環境影響評価準備書の内容に検討を加えて、環境影響評価書を作成しました。

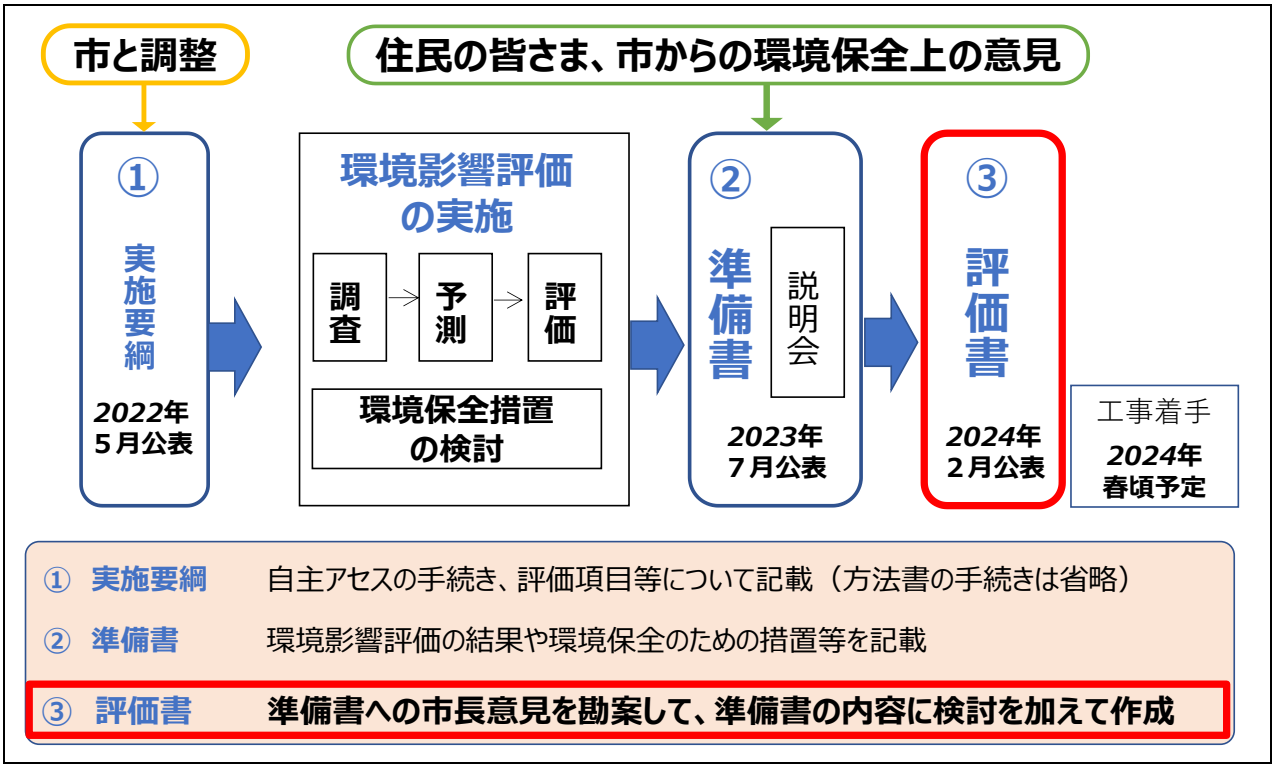

図１　環境影響評価手続きの流れ

■環境影響の総合的な評価の概要

本事業の実施が環境に影響を及ぼす項目（環境要素）として、大気質、騒音、振動、廃棄物、資源循環、安全性の６項目を標準評価項目に、水質、底質の２項目を保全措置項目に選定し、評価を行いました。その結果、工事中及び施設の供用において、環境影響を回避・低減するための措置を講じており、また、環境基準その他の国、兵庫県及び尼崎市による環境の保全に関する施策との整合性が図られているものと評価しました。

２．事業の概要

事業者の名称　：　公益社団法人　２０２５年日本国際博覧会協会

事業の名称　：　2025 年日本国際博覧会　会場外駐車場整備事業

事業の種類　：　駐車場の整備

事業計画の位置　：　尼崎フェニックス事業用地（尼崎市船出地先）内（図２参照）

事業の目的　：　本事業は、国際博覧会条約に基づき、2025年（令和7年）に大阪府大阪市において開催される「2025年日本国際博覧会」の会場外駐車場（以下「万博Ｐ＆Ｒ駐車場」[1]という。）の整備を目的としています。

敷地面積　：　約 10.3ha

駐車台数　：　約 3,000 台

国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html）
を加工して作成

図2　事業計画地の位置

（注）１）一般の自家用車については、会場からおおむね 15km 圏内に設ける万博Ｐ＆Ｒ駐車場（環境影響評価準備書では会場外駐車場と表記）でバスに乗り換えるＰ＆Ｒ（パークアンドライド）方式を採用し、夢洲への乗り入れは、原則として禁止し、会場周辺の交通混雑を回避します。

３．事業予定期間

事業予定期間は、表１に示すとおりです。駐車場供用期間は、2025 年（令和７年）４月 13 日～10 月 13 日の予定です。

表１　事業予定期間

区　分	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
環境影響評価の手続き	━━━━			
駐車場整備工事	━━	━━━━		
駐　車　場　供　用			━━━━	
駐車場撤去工事			━━	

４．環境影響評価の項目

本事業において調査、予測、評価すべき環境要素として、表２に示すとおり、大気質、騒音、振動、水質、底質、廃棄物、資源循環、安全性を選定しました。

表２　環境影響評価の項目

環境影響要因 ＼ 環境要素		工事中		供用	
		工事関連車両の走行	施設の整備・撤去	施設の稼働	施設関連車両の走行
(1)大気質	二酸化窒素	○			○
	二酸化硫黄				○
	浮遊粒子状物質	○			○
(2)騒　音		○			
(3)振　動		○			
(4)水質	水の汚れ (BOD・COD)			△	
	水の濁り(SS)		△	△	
	富栄養化 (T-P、T-N)			△	
(5)底　質			△		
(6)廃棄物			○		
(7)資源循環			○		
(8)安全性		○			

（注）環境影響要因の記号は、以下のとおりです。

○：標準評価項目　一般的に環境影響評価を行う項目

△：保全措置項目　環境負荷影響が軽微である又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

５．現地調査・予測評価地点等

図３　現地調査・予測評価地点等

６．調査・予測評価結果の概要

抽出した環境影響評価項目について、既存資料の収集・整理・解析及び現地調査を実施し、事業計画地及びその周辺の現況を把握した上で、本事業による環境影響の予測評価を行いました。

調査・予測評価の結果は、表３に示すとおりです。

表３(1)　調査・予測評価の結果

環境影響評価項目			調査結果	予測結果	評価	
					評価基準及び内容	結果
大気質	工事中	工事関連車両の走行	【沿道環境（四季平均値）】 NO_2 ：0.019ppm SPM ：0.018mg/m^3 【気象（通年観測値）】 最多風向：北北東 風速の期間平均値：2.7m/s 日平均値の最高値：6.8m/s 静穏率：0.6%	【年平均値】 NO_2 ：0.0190ppm SPM ：0.0180mg/m^3 【日平均値の年間98%値[1)]】 NO_2 ：0.035ppm 【日平均値の２%除外値[2)]】 SPM ：0.045mg/m^3	•【環境基準の基準値】 NO_2 ：0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 SPM：0.10 mg/m^{3}以下 •【尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値】 NO_2 ：0.04ppm 以下 SPM：0.10 mg/m^{3}以下 •環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。	○
	供用	施設関連車両の走行（船舶の運航）	【一般環境（四季平均値）】 NO_2 ：0.015～0.016ppm SO_2 ：0.001ppm SPM ：0.017mg/m^3	【年平均値】 NO_2 ：0.0155ppm SO_2 ：0.0010ppm SPM：0.0170mg/m^3 【日平均値の年間98%値[1)]】 NO_2 ：0.035ppm 【日平均値の２%除外値[2)]】 SO_2 ：0.003ppm SPM：0.041mg/m^3	•【環境基準の基準値】 NO_2 ：0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 SO_2 ：0.04ppm 以下 SPM：0.10 mg/m^{3}以下 •【尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値】 NO_2 ：0.04ppm 以下 SO_2 ：0.04ppm 以下 SPM ：0.10 mg/m^{3}以下 •環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。	○
騒音	工事中	工事関連車両の走行	【等価騒音レベル】 平日昼間：69 デシベル 平日夜間：64 デシベル 休日昼間：67 デシベル 休日夜間：64 デシベル	【等価騒音レベル】 昼間:69 デシベル	•【騒音に係る環境基準及び尼崎市の環境をまもる条例に基づく騒音に係る環境上の基準】 70 デシベル以下 •環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。	○

（注）１）１年間を通して測定した全ての日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値。
２）１年間を通して測定した全ての日平均値のうち、高い方から２%の範囲内にあるものを除外した値。

表３(2)　調査・予測評価の結果

環境影響評価項目			調査結果	予測結果	評　価	
					評価基準及び内容	結果
振動	工事中	工事関連車両の走行	【振動レベルの 80%レンジ上端値】 平日昼間：45 デシベル 平日夜間：41 デシベル 休日昼間：43 デシベル 休日夜間：39 デシベル	【振動レベルの 80%レンジ上端値】 昼間:47デシベル 夜間:45デシベル	•【振動規制法に基づく道路交通振動の限度】 昼間：70 デシベル以下 夜間：65 デシベル以下 •環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。	○
水質	工事中	施設の整備・撤去	—	—	•環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。	○
	供用	施設の稼働	—	—	•環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。	○
底質	工事中	施設の整備・撤去	—	—	•環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。	○

（注）１．「－」は、環境負荷影響が軽微である又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）であることを示します。

２．水質（工事中）及び底質（工事中）は、船舶運航のための船着場を整備する場合は、水質・底質への影響が軽微なアンカー式工法での浮桟橋の施工が想定されることから、保全措置項目として選定しました。

３．水質（供用）は、施設の供用中に設置するトイレ等から発生する汚水については、浄化槽の設置等により、一般排水基準を十分下回った排水を公共用水域に放流することから、保全措置項目として選定しました。

表３(3)　調査・予測評価の結果

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">環境影響評価項目</th><th rowspan="2">調査結果</th><th rowspan="2">予測結果</th><th colspan="2">評　価</th></tr>
<tr><th>評価基準及び内容</th><th>結果</th></tr>
<tr><td>廃棄物</td><td>工事中</td><td>施設の整備・撤去</td><td rowspan="2">【産業廃棄物】
産業廃棄物の総排出量：276.4万ｔ（令和元年度）
中間処理：248.4万ｔ
(89.9%)
再生利用：22.0万ｔ
(7.9%)
最終処分：6.0万ｔ
(2.2%)

【残土(建設発生土)】
建設発生土有効利用率：79.8%（平成30年度）</td><td>【産業廃棄物】
がれき類：39,090t
金属くず：　60t

【残土】
掘削土は盛土に使用し、残土は発生しない計画です。</td><td>•環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。</td><td>○</td></tr>
<tr><td>資源循環</td><td>工事中</td><td>施設の整備・撤去</td><td>【産業廃棄物】
再資源化率
がれき類：99.5%
金属くず：96　%

【残土】
発生した土砂は、盛土に使用し、残土は発生しない計画です。

【再生資源】
表層材及び歩道部の路盤材は、全て再生資源を使用するよう努める計画です。</td><td>•【廃棄物の再生資源化率の目標値】
がれき類:99%以上
金属くず:96%以上
•環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。</td><td>○</td></tr>
<tr><td>安全性</td><td>工事中</td><td>工事関連車両の走行</td><td>【交通安全対策の状況】
・道路の両側は歩道が整備（事業計画地近傍を除く）
・歩車道境界はガードレール又は植樹帯等が設置
・交差点は横断歩道が設置

【交通事故の発生状況】
・南警察署管内の交通事故件数は横ばい、うち人身事故件数は徐々に減少
・令和元年～３年では県道57 号の調査範囲内の１箇所で事故が発生</td><td>【交通量の増加率】
北行：2.2～5.8%
南行：1.3～6.6%

【歩行者に対する交通安全】
歩道、横断歩道が設置されていること、ガードレール又は植樹帯等が設置されていることから、歩行者の交通安全への影響は小さいものと予測されます。</td><td>•環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されていること。</td><td>○</td></tr>
</table>

７．環境保全のための措置

環境保全のための措置は、表４に示すとおりです。

表４　環境保全措置

区　分	内　　容
大気質 騒　音 振　動	• 工事関連車両は、可能な限り阪神高速５号湾岸線を利用して尼崎東海岸出入口又は中島出入口からアクセスするルートを優先し、一般道路を経由する県道 57 号の利用を最小限に抑えます。 • 工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減します。 • 工事関連車両は、過積載の防止、積み荷の安定化、空ぶかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を行います。 • 工事関連車両は、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づく流入車両規制を遵守します。（大気質） • 工事関連車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行います。（大気質） • 船舶の運航による夢洲へのアクセスが可能となる場合は、船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制するよう関係者への周知徹底を図ります。（大気質） • 船舶の運航に当たっては航行速度の最適化に努め、高負荷運転を行わないよう関係者への周知徹底を図ります。（大気質） • 供用中は、公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努めます。 • 施設利用車両に対して、車マスの一部に自家用車向け充電器の設置を予定しています。また、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等を呼びかけます。
水　質	• 工事において大規模な掘削は行わないことから工事排水の発生はほとんどない見込みです。工事用地内に降った雨水等の濁水は、排水経路に泥溜め部を設けることで海域への SS の負荷を低減させてから公共用水域に放流します。 • 船着場を整備する場合は、直杭式横桟橋[1)]、陸岸に設置して設けられる接岸施設である岸壁等ではなく、浮桟橋[2)]とすることで、海底への支柱打設を行わないよう整備主体に求めます。 • 施設の供用中に設置するトイレ等については、可能な限りバイオトイレ(汚水を浄化しリサイクルすることで汲み取りや排水のないトイレ)を導入します。 • 施設の供用中に設置するトイレ等から発生する汚水について、浄化槽を設置して処理する場合には、一般排水基準を十分下回るよう、高度処理型浄化槽を設置します。
底　質	• 船着場を整備する場合は、直杭式横桟橋[1)]、陸岸に設置して設けられる接岸施設である岸壁等ではなく、浮桟橋[2)]とすることで、海底への支柱打設を行わないよう整備主体に求めます。
廃棄物	• 撤去工事においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じます。 • 掘削土は、可能な限り盛土として使用します。 • 建設資材（仮設含む）については、指定材料を除き、リユース・リサイクル材や撤去後にリユース・リサイクルを行いやすい材料の活用を検討します。 • 駐車場管理運営施設において発生する廃棄物については、「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、分別収集・紙資源のリサイクル等や来場者に対してごみの持ち帰りを呼びかける等、発生量の抑制に努めます。
資源循環	• 撤去工事においては、「建設工事係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じます。 • 掘削土は、可能な限り盛土として使用します。 • 舗装工の表層及び路盤は、可能な限り再生資源を活用します。
安全性	• 工事関連車両の出入口付近には、誘導員を適宜配置し、交通事故の防止に努めます。 • 夜間や休日には工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないように出入口に施錠する等の対策を講じます。 • 工事関連車両は、可能な限り阪神高速５号湾岸線を利用して尼崎東海岸出入口又は中島出入口からアクセスするルートを優先し、一般道路を経由する県道 57 号の利用を最小限に抑えます。 • 工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減します。 • 工事関連車両は、走行ルートや制限速度の遵守等、適切な運行を行います。 • 供用中は、公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努めます。 • 施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等を呼びかけます。

（注）１）直杭式横桟橋：海底に支柱を打設しその上に床板を乗せた構造
　　２）浮桟橋：海上に浮体（ポンツーン）を浮かべ海底に沈めた錨と係留チェーンで接続する構造等

問い合わせ先

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会　交通局交通部道路交通対策課
TEL：06-6625-8678　FAX：06-6625-8737